

新年のご挨拶



理事長

長谷川 明（桜井市長）

あけましておめでとうございます。

組合員の皆さまにおかれましては、新春をさわやかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また日頃より、当組合の事業運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化等により、国民医療費のなかでも老人医療費の増加に歯止めがかからず、それを支える現役世代の負担は非常に大きなものとなつております。そこで、将来にわたつて持続可能な医療保険制度の構築をめざし、昨年6月に医療制度改革関連法が可決され、昨年10月から一部施行されております。

改正内容は多岐にわたり、大きな柱としては①予防の徹底による医療費の伸びの抑制、②新しい高齢者医療制度の創設、の2つが挙げられます。①につきましては、「平成27年には糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を25%減らす」という目標を掲げています。

共済組合等の保険者に対しては、40歳以上の組合員および被扶養者を対象とした糖尿病等の予防に着目した健診・保健指導の実施とデータ管理が義務づけられ、20年4月から施行されます。さらに25年度からは、健

診受診率や保健指導実施率等の指標によって、各保険者が負担する後期高齢者医療制度への支援金を加減算することも盛り込まれております。

②の新しい高齢者医療制度の創設につきましては、75歳以上の後期高齢者を対象とした独立した医療制度を新たに創設し、65～74歳の前期高齢者は従来の医療保険制度に加入したままで各医療保険制度間で財政調整するしくみが、20年4月から施行されます。こうした改正によつて、今後、組合財政に及ぼす影響が懸念されます。

今回の改革を見通しますと、保険者の役割が一層大きくなつてることを実感いたします。当組合では、従来から生活習慣病予防のための健診事業には力を入れておりますが、今後も、より予防効果の高い健診と保健指導を、皆さまにご提供してまいります。皆さまにおかれましても、こうした健診・保健指導には積極的にご参加いただくとともに、「自分の健康は自分で守る」ことを心がけ、本年も心身ともに健康で充実した1年を過ごされますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆さまのますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていた